

とん税法附則第七項及び特別とん税法附則第三項に規定する国土交通大臣が財務大臣に提供する情報を定める省令要旨

- 1 国際基幹航路に就航する外貿コンテナ貨物定期船が国際戦略港湾に入港する場合のとん税及び特別とん税について、開港ごとに1年分を一時に納付する場合の税率の軽減の適用に関して、国土交通大臣が財務大臣に対し提供する情報で、財務省令で定めることとされている事項を規定することとする。
- 2 この省令は、令和2年10月1日から施行することとする。